別表１　収入基準

（市町村民税の均等割が非課税となる額の 1/12＋住宅扶助額）×1.3

市町村	単身世帯	二世帯	三人世帯
横浜市	187,200 円 (92,000+52,000)×1.3	261,300 円 (139,000+62,000)×1.3	312,000 円 (172,000+68,000)×1.3
川崎市	189,410 円 (92,000+53,700)×1.3	263,900 円 (139,000+64,000)×1.3	314,340 円 (172,000+69,800)×1.3
横須賀市	176,800 円 (92,000+44,000)×1.3	249,600 円 (139,000+53,000)×1.3	297,700 円 (172,000+57,000)×1.3
相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、座間市、葉山町	172,900 円 (92,000+41,000)×1.3	244,400 円 (139,000+49,000)×1.3	292,500 円 (172,000+53,000)×1.3
伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	170,300 円 (90,000+41,000)×1.3	235,300 円 (132,000+49,000)×1.3	275,600 円 (159,000+53,000)×1.3
中井町、山北町、愛川町、清川村	165,100 円 (86,000+41,000)×1.3	224,900 円 (124,000+49,000)×1.3	260,000 円 (147,000+53,000)×1.3